

事 務 連 絡
令和 5 年 10 月 27 日

仙台市内共同生活援助運営法人 各位

仙台市健康福祉局障害福祉部
障害福祉サービス指導課長

共同生活援助における食材料費の適正な取扱い等について（通知）

日頃から、本市障害福祉行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、今般、共同生活援助を運営する事業者が利用者から食材料費を過大に徴収している事案について報道がなされたところです。

共同生活援助におきましては、食材料費の額を定めるとともに、あらかじめサービス（食事等）の内容や費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととされています。事業者が、利用者から徴収した食材料費について利用者の食事のために適切に支出しないまま、残額を他の費目に流用することや事業者の収益とすることについては、指定基準に違反するものと考えられます。

事業者の皆様におかれましては、下記の点を踏まえつつ、食材料費の取扱いについて適正に運用いただくとともに、光熱水費及び日用品費についても食材料費同様に適切に運用いただくようお願いいたします。

記

食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合には、精算して利用者に残額を返還することや、当該事業所の利用者の今後の食材料費として適切に支出する等により、適正に取り扱う必要があること。

また、食材料費の額やサービスの内容については、サービス利用開始時及びその変更時において利用者へ説明し、同意を得るとともに、食材料費の収支について利用者から求められた場合に適切に説明を行う必要があること。

（担当）

仙台市障害福祉サービス指導課 指導担当
電話：022-214-8743（直通）